

（目 的）

第1条 この要綱は、東京都（以下「都」という。）による営業時間短縮の要請（令和3年1月8日から2月7日実施分、2月8日から3月7日実施分、3月8日から3月31日実施分、4月1日から4月11日実施分、4月12日から5月11日実施分、5月12日から5月31日実施分、6月1日から6月20日実施分、6月21日から7月11日実施分以下「要請」という。）のいずれかに協力し、当該期間の営業時間短縮に係る感染拡大防止協力金（以下「協力金」という。）を受給した都内の飲食店等の事業者に対して、協力金の一部を早期支給することにより、引き続き都の要請に応じていただく環境を作ることを目的とする。

（定 義）

第2条 この要綱において次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 飲食店等 「飲食店」及び「飲食店営業許可又は喫茶店営業許可のある施設等」
- (2) 中小企業・個人事業主 大企業が実質的に経営に参画していない次のいずれかの法人等
  - ①中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定する中小企業及び個人事業主
  - ②特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利法人であって、常時使用する従業員の数が（1）の中小企業と同規模のもの
  - ③一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）に規定する一般社団法人又は一般財団法人であって、常時使用する従業員の数が（1）の中小企業と同規模のもの
  - ④中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第2条に規定する中小企業者又は小規模企業者に該当する組合であって、常時使用する従業員の数が（1）の中小企業と同規模のもの
- (3) 大企業 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定する中小企業（小売業であれば、資本金の額または出資の総額が5千万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が50人以下の会社及び個人）に該当しない会社
- (4) みなし大企業 次に掲げるいずれかの事項に該当する中小企業
  - ①大企業が単独で発行済株式総数又は出資総額の1/2以上を所有又は出資していること。
  - ②大企業が複数で発行済株式総額又は出資総額の2/3以上を所有又は出資していること。
  - ③役員総数の1/2以上を大企業の役員又は職員が兼務していること。
  - ④その他大企業が実質的に経営を支配（大企業及びその子会社等が過半数の議決権を保持する場合など）する力を有すると考えられること。
- (5) 早期支給 要請期間（9月1日から9月30日）の内、日額4万円とする15日分相当の支給。

（対象事業者）

第3条 協力金の申請及び支給の対象となる中小企業・個人事業主等は、次に定める全ての

要件を満たす者とする。

- (1) 要請を受けた都内の飲食店等を運営する中小企業・個人事業主等。
- (2) 要請の開始日（令和3年9月1日）より前から、食品衛生法に定める飲食店営業許可又は喫茶店営業許可を取得し、都内において飲食店等を営業していること。
- (3) 夜20時から翌朝5時までの夜間時間帯に営業を行っていた店舗において、要請期間中に休業又は酒類及びカラオケ設備を提供せず、朝5時から夜20時までの間に営業時間を短縮すること。もしくは、夜20時から翌朝5時までの夜間時間帯に営業を行っていなかったが、従前から酒類又はカラオケ設備を提供していた店舗において、要請期間中に休業すること。
- (4) 令和3年9月1日から9月30日までの全ての期間において、要請に全面的に協力すること。ただし、要請期間が短縮された場合は、短縮された期日までとする。
- (5) 都が公表している「事業者向け東京都感染拡大防止ガイドライン」等を遵守し、感染防止徹底宣言ステッカーを店舗に掲示していること。
- (6) 店舗ごとに「コロナ対策リーダー」を選任し、登録していること。
- (7) 代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員等が、暴力団（東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）、暴力団員等（同条第3号に規定する暴力団員及び同条第4号に規定する暴力団関係者をいう。）に該当せず、かつ、将来にわたっても該当しないこと。あわせて暴力団及び暴力団員等が経営に事実上参画していないこと。
- (8) 過去において、虚偽の申請を行っていないこと。
- (9) 協力金の1月8日から2月7日実施分、2月8日から3月7日実施分、3月8日から3月31日実施分、4月1日から4月11日実施分、4月12日から5月11日実施分、5月12日から5月31日実施分、6月1日から6月20日実施分、6月21日から7月11日実施分のいずれかの支給決定通知を有していること。
- (10) 本申請時、支給額の算出において売上高方式を選択すること。

#### （早期支給額）

第4条 第3条に規定する対象事業者の内、前条に規定する申請者に対して、1店舗あたり60万円を支給する。

- 2 売上高に応じて算出した総支給額と早期支給額との差額分については、本申請の際の審査において、支給額を決定する。なお、要請期間が短縮された場合は、早期支給額の一部を返還することとする。

#### （申請）

第5条 早期支給分の申請しようとする者（以下「申請者」という。）は、申請書（様式第1号）、確認書（様式第2号）、振込先口座・名義人が申請者であることが確認できる書類を添えて知事に提出しなければならない。

- 2 申請者は店舗ごとではなく、店舗を運営する事業者単位でまとめて申請しなければならない。申請後に店舗を追加することはできない。また、早期支給の申請は、1事業者1回限りとし、後日、別途定める要綱の規定に従い、本申請することとする。

#### （早期支給）

第6条 知事は、申請者より前条の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査の上、適正と認められる場合は早期支給分を支給する。

#### （早期支給の取消し及び返還）

第7条 知事は、早期支給の決定を受けた者が、偽りその他不正な手段により、早期支給を受

けようとした事実が判明した場合は、早期支給の決定の取消しを行うものとする。

- 2 前項の取消しを行う場合において既に早期支給分を支給しているときは、知事は期限を定め、早期支給分の返還を命ずるとともに、早期支給額と同額の違約金を求めることができる。

(検査及び報告)

第8条 知事は、早期支給分の適正な支出のため、必要に応じて申請者に対し、検査、報告その他必要な措置（以下「検査及び報告等」という。）を求めることができる。

- 2 申請者は、検査及び報告等の求めがあったときは、これに応じなければならない。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協力金の支給等について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、決定の日から施行する。